

第 6 章

推進体制

第1節 計画推進の基本的な考え方

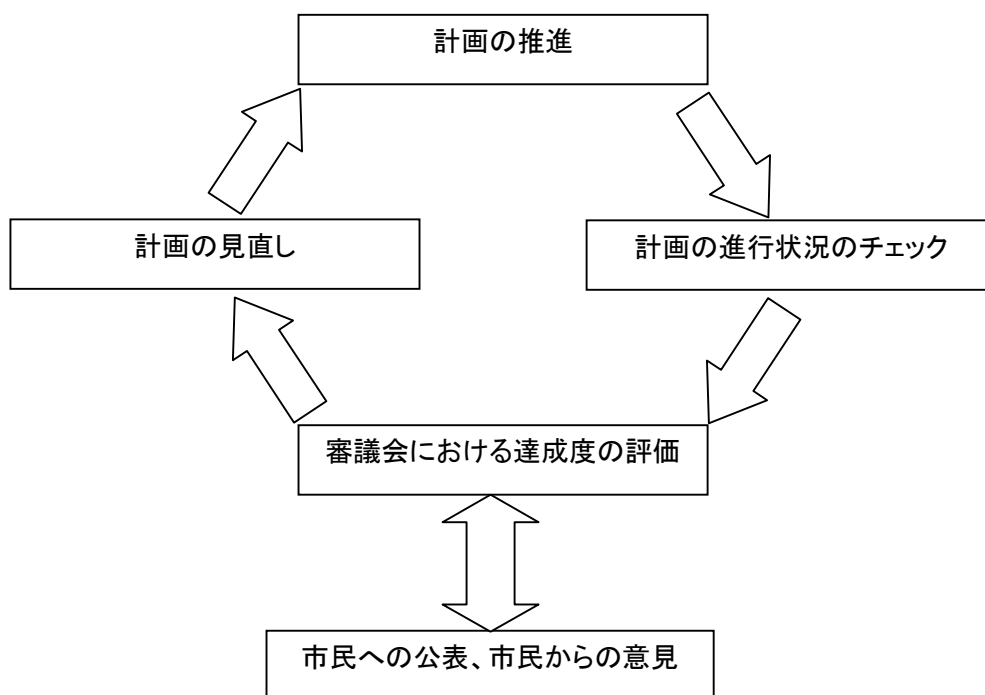
環境の保全と創造を継続的に進めていくためには、本計画で示された施策や行動が市民(企業・行政を含む)により実践され、施策実現の程度や環境行動の実施状況などの進捗を市民の皆さんで確認し合う事が必要不可欠です。

そこで、本計画の推進に向けて行政は、計画の進行状況や施策の実施状況についての的確に把握し、その達成度の評価を行い、その結果を環境審議会に報告して意見を求めます。

効果についての把握・推計に努め、最も効果的な具体策として実施できるよう計画を随時見直し、改善していく取り組みを継続的に繰り返す手法を導入・実践していきます。

また、こうした手法のもと、各段階での検討、評価、見直しの成果は、「年次報告書等」により公表し、市民などからの意見を把握し、施策や各主体の取り組みとして推進し反映させていく体系を、先に示した目標を基盤として着実に実現していきます。

【計画の進捗状況における管理体系】



第2節 各主体の役割りと協働による取り組みの推進

本計画を着実に推進し、計画の目標を達成するためには、市民等、事業者、行政の各主体が、その立場に応じた役割分担の下においてお互いに協働するとともに、それぞれが以下の役割を積極的に果たします。

また、本市は、市民等、事業者と協働し、計画のより効率的・効果的で多様な推進方策について検討していきます。

市民等に期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全を図るため、一人ひとりがみずからも環境に負荷を与えていることを自覚し、日常生活に伴う環境への負荷を低減したライフスタイルへの転換により、地域・地球環境の保全と創造に向け主体的に取り組みます。 ・市が実施する環境保全施策に協力します。 ・生活における環境行動の取り組みを成果が上がるものとするために、事業者・行政との<u>パートナーシップ</u>※を保ちます。 ・懇話会や<u>シンポジウム</u>※など、市民自身による本計画の進ちよく把握や改善方策について検討します。 ・市ホームページや広報媒体による啓発・普及など、市民による環境行動を推進します。 ・モニターによる環境行動の実施の実態把握や、市民による環境行動の実施についての自主的・主体的な取り組みを推進します。
事業者等に期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全を図るため、事業活動が環境に与える負荷の大きさを自覚し、その活動に際して、環境管理のしくみをつくることなどにより環境への負荷を低減するとともに、地域環境・地球環境の保全と創造に向けて主体的に取り組みます。 ・市が実施する環境保全施策に協力します。 ・事業者は、個々の事業にあった環境行動の計画・実施と、効果、課題を踏まえた新たな対策づくりを推進します。 ・環境行動の計画的な実施に対して、環境報告書等として情報開示するとともに、環境情報の提供などを行います。 ・新たな環境ビジネスへの参入などにより、効率的な環境改善の動向と協調した取り組みを積極的に展開します。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画への取り組みを推進させることにより目標を着実に達成できるよう、しかもその過程が誰にでも分かるように進ちよく管理を行います。 ・<u>環境マネジメントシステム</u>※を使って目標・進ちよく管理することにより、従来は部分的であった環境への取り組みを全体的なものへと拡大するとともに、本計画で掲げた数値目標に対する達成状況を、毎年の年次報告の中で把握・検討を行いながら、常に継続的な改善を行っていきます。 ・環境改善などの取り組みに要する費用と効果の把握に努め、効率的な取り組みの推進を図ります。 ・自発的に気づき、環境改善・創造を行う資質をもつ職員の育成を行い、計画目標の達成と行政の取り組みをより一層発展・推進していきます。 ・計画の年次報告など、さまざまな課題を把握した結果は環境審議会へ報告し、審議結果を取り組みに反映します。また、広報紙などを通じて市民に公開していきます。

第3節 計画の検証・評価

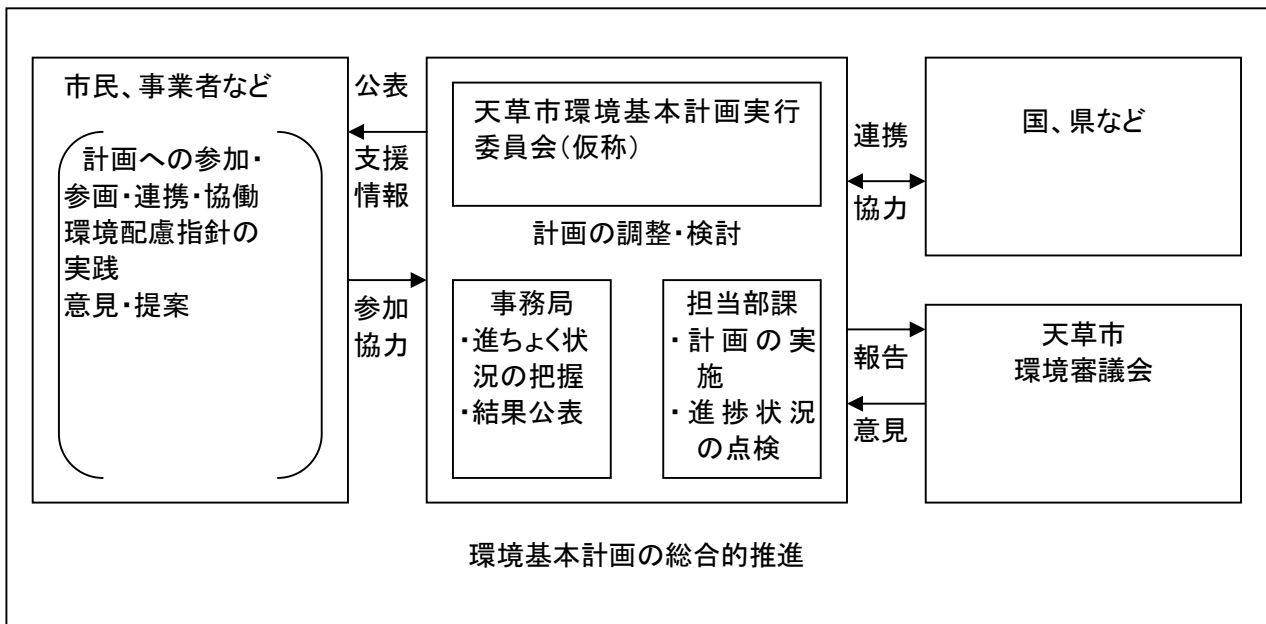
各主体の取り組みにおいては、個別に行われるばかりでなく、状況認識を共有し、相互に役割を果たしながら全体として効率よく環境への取り組みを果たしていく必要があります。

そのためには、各主体がみずからの取り組み状況や成果を持ち寄り、学習や議論を通じて取り組みを発展していく機会を活用していく体系を構築していかなければなりません。行政はみずからの環境マネジメントシステム[※]監査により検証・評価をし、改善を図っていきます。一方、市民や事業者の取り組み状況をチェックリストやアンケートなどの実施によってその情報の把握に努め、そして、検証・評価を進めながら、全体としての取り組みの見直しを図っていきます。

以上に述べた各主体における取り組みは、目標達成のための計画にもとづき展開することとし、検証・評価を十分に進めることにより、市全体で目指すべき環境像の実現に向けたさまざまな活動の推進につなげていきます。

また、各主体間の環境行動の協働などの相互関係が必要となるため、各主体間の接点としてパートナーシップ[※]型組織の創設を検討する。さらに、各主体は、みずからの環境に配慮した行動を、計画→実行→評価→見直し(PDCA[※]サイクル)の継続的な改善となるよう実行し、そして、三者間で互いに情報を交換し、さらにステップアップを目指していく相互関係も必要です。

【推進組織】



第4節 行政の体制と役割

環境行政を部門・施策連携により総合的かつ一体的に展開するため、すべての計画に環境への配慮を反映させるものとします。

併せて、計画だけでなくその実行及び成果などの環境情報についても、環境担当部署に集約化し、行政における環境への配慮の取り組みが一括して確認できる体制・システムを構築します。

